

豊橋市医師会訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 一般社団法人豊橋市医師会が開設する豊橋市医師会訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）は、病気やけが等により、家庭において寝たきり又は寝たきりに準ずる状態にある医療受給対象者及び指定訪問看護の必要性を主治医に認められた要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）に対し、看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が訪問して看護サービス（以下「指定訪問看護」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護は、老人保健法及び健康保険法等の理念に基づき、寝たきり老人等の心身の特性を踏まえて、訪問看護利用者（以下「利用者」という。）の生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、在宅医療を推進し快適な在宅療養が継続できるように支援を目指すものとする。

2. 指定訪問看護は、介護保険法の理念に基づき、要介護者等が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すものとする。

3. ステーションは、指定訪問看護の実施に当たって、豊橋市及び保健・医療・福祉関係機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 一般社団法人豊橋市医師会の設置するステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 豊橋市医師会訪問看護ステーション

(2) 所在地 豊橋市中野町字中原100番地3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに次の職員を置く。

(1) 管理者（経験のある看護師、看護職員と兼務） 1名

(2) 看護職員 看護師（うち1名管理者と兼務） 常 勤 8名

看護師 非常勤 6名

(3) 理学療法士 常 勤 1名

非常勤 2名

(4) 事務職員 常勤 2名

2. 前項の職員数は、業務の状況に応じて増減するものとする。

3. 職員の職務は、次のとおりとする。

(1) 管理者は、所属職員を指導監督し、ステーションの運営に係る事務を総括及び指定訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自

らも指定訪問看護の提供に当たるものとする。

- (2) 保健師及び看護師は、指定訪問看護を実施し、訪問看護計画書及び報告書を作成する。
- (3) 理学療法士及び作業療法士は、指定訪問看護のうち在宅におけるリハビリテーションを実施し、訪問看護計画書及び報告書を作成する。
- (4) 事務職員は、ステーションの運営に係る事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜から土曜日までとする。ただし、第2及び第4土曜日、国民の祝日、豊橋市医師会理事会において決定された日並びに12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日は正午までとする。

(指定訪問看護の提供方法)

第6条 ステーションが行う指定訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけの医師（以下「主治医」という。）に申し出て主治医が交付した訪問看護指示書に基づき、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施するものとする。
- (2) 利用者又は家族から直接利用の申し込みがあったときは、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう、当該申込者を指導するものとする。
- (3) 利用者に主治医がないときは、ステーションから豊橋市医師会に調整を依頼するものとする。

(指定訪問看護の内容)

第7条 ステーションが行う指定訪問看護の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 症状の観察、健康チェック、バイタルサインのチェック
- (2) 清潔の保持（清拭、洗髪、入浴、シャワー浴、爪切り、寝具・着替え、おむつの交換、膀胱洗浄）
- (3) 褥創の予防・処置
- (4) 体位交換、リハビリテーション
- (5) ターミナルケア
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 医療器具の交換・管理・指導（カテーテル等）
- (8) 在宅酸素、点滴、経管栄養、中心静脈栄養等の管理・処置指導
- (9) 服薬の確認・指導家族への相談事業、介護方法の指導
- (10) 食事・水分栄養管理・排泄の介助・指導
- (11) 療養生活や介護方法の指導・相談
- (12) その他医師の指示による医療処置等

(緊急時における対応方法)

第8条 看護師等は、指定訪問看護中に利用者の病状に急変その他緊急の事態が生じたときには、

直ちに主治医に連絡し、その指示に従って必要な処置を行い、主治医への連絡が困難な場合には救急搬送等の必要な処置を講じなければならない。

2. 看護師等は、前項の処置を講じたときには、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
3. 電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとらなければならない。

(利用料)

第9条 ステーションは、指定訪問看護を提供したときは、訪問看護事業者基準第66条第1項に基づく一部負担金又は基準第13条第1項に基づく基本利用料（以下「基本利用料」という。）として、利用者から支払いを受けるものとする。

2. ステーションは、利用者の申し出により、次の指定訪問看護を提供したときは、基本利用料のほか、基準第13条第2項に基づくその他の利用料として、利用者から次に定める金額の支払を受けるものとする。

(1) 90分を超える指定訪問看護 (長時間利用料)

30分につき1,250円。

(2) 営業時間以外に行う指定訪問看護 (時間外利用料)

1回につき1,250円。

(3) 営業日以外に行う指定訪問看護 (休日利用料)

30分につき1,560円。

1時間につき3,130円。

3. ステーションは、指定訪問看護に要する交通費について、利用者から実費相当額の支払いを受けるものとする。ただし、自動車を利用した場合は距離に係わらず1回につき200円の支払いを受けるものとし、その上限額は1ヶ月1,000円とする。

4. 管理者は、利用者が生活保護者又はこれに準ずる者であると認めたときは、利用料（基本利用料を除く）及び交通費を減額又は免除することができる。ただし、減額又は免除申請書を管理者に提出するものとする。

5. ステーションは、指定訪問看護の開始にあたり、あらかじめ、利用者及びその家族に対し、利用料の内容及び費用について説明及び同意を得るものとする。

6. ステーションは、利用料等の支払いを受けるときは、費用の細目を記載した領収証を交付するものとする。

7. 介護保険対象者については、次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費を実費にて徴収できる。金額は次のとおりとする。

(1) ステーションから片道10km以上15km未満（豊橋市外） 600円

(2) ステーションから片道15km以上（豊橋市外） 2km毎に100円加算

8. 死後の処置料は、1回8,300円とする。

9. 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 指定訪問看護のサービス提供地域は豊橋市内とする。

(秘密保持)

第11条 ステーションの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の個人情報及び秘密を漏らしてはならない。

2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(高齢者の虐待防止)

第12条 ステーションは虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分周知する。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に年1回以上実施する。

(4) 前第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 前項第1号に規程する委員会は、リモート機器等を活用して行うことができるものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、ステーションの運営に関し必要な事項は、一般社団法人豊橋市医師会理事会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 6 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 14 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 22 日から施行する。